

高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人みどりの風

1. 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

当法人事業所では、ご利用者への虐待は人権侵害であり犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し全ての職員及び準職員（以下、「職員」という。）は本指針に従い業務にあたることとします。

2. 定義（高齢者虐待防止法第2条）

- ① 身体的虐待…高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
- ② 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）…高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ 心理的虐待…高齢者に対する著しい暴言又は著しい拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 性的虐待…高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ⑤ 経済的虐待…高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3. その他施設内の組織に関する事項

当法人事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生防止に取り組むにあたって「権利擁護委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための専任担当者を定めることとします。

（1）設置の目的

虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

① 構成委員

- 事業所の管理者もしくは施設長をはじめ、各部署より選出されたメンバーで看護師、介護士、支援相談員（もしくは介護支援専門員、栄養士）、理学・作業療法士とします。
- その他必要に応じ委員を指名します。

② 権利擁護委員会の開催

- 委員会は、毎月1回開催します。
- 虐待等の事案発生時は必要な際は、随時委員会を開催します。

③ 権利擁護委員会の役割

- ア) 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- イ) 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ウ) 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること
- エ) 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- オ) 虐待が発生した場合の対応に関すること
- カ) 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

キ) 不適切なケアの排除に向けた実践と啓発活動に関すること

④ 高齢者虐待防止の担当者の選任

- 高齢者虐待防止責任者（以下、「責任者」という。）は、事業所の管理者もしくは施設長とします。
- 高齢者虐待防止担当者（以下、「担当者」という。）は、当該委員会のリーダー（もしくは、当該事業所の権利擁護委員の担当委員）とします。
- 専任担当者は介護部長とします。

4. 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ① 定期的な研修の計画及び実施（年2回以上）
- ② 新規採用時研修の計画及び実施（採用後3ヶ月以内）
- ③ その他必要な教育・研修の計画及び実施
- ④ 研修計画書及び実施した研修についての内容（研修資料）、出席者の記録と保管（保管期間は5年間としますが、市条例によるものとします）

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、法人諸規定に則り厳正に対処します。
- ② 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ① ご利用者、ご利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、3.④で定められた専任担当者とします。
- ② 事業所内で虐待等が疑われる場合は、専任担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。虐待者が専任担当者本人であった場合は、責任者に報告します。
- ③ 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、権利擁護委員会及び担当者は職員に対し虐待の早期発見に努めるよう促します。
- ④ 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合、専任担当者は速やかに責任者に報告のうえ、権利擁護委員会を招集・開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

7. 成年後見制度の利用支援

ご利用者及びご利用者家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

8. 虐待等に係る苦情解決方法

- ① 虐待等の苦情相談については、相談を受けた職員は受け付けた内容を専任担当者もしくは管理者に報告します。

- ② 苦情相談を受けた職員は、その内容について個人情報取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- ③ 対応の結果は相談者にも報告します。

9. 当指針の閲覧について

当指針は、ご利用者及びご利用者家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

10. その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、ご利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

附 則

この指針は、2023年4月1日より施行する。

この指針の改正は、2023年12月1日より施行する。(6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制、7. 成年後見制度の利用支援)